

様式第2号（第3条関係）

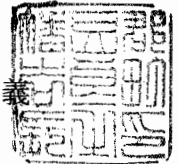
公文書開示決定通知書

18吉福第204-1号

平成18年6月21日

榑原悟志様

吉良町長 山本 一 義



平成18年6月15日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示することとしましたので、吉良町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                   |   |                 |            |
|-------------------|---|-----------------|------------|
| 公文書の名称            | ①吉良町成年後見制度利用支援事業実施要綱<br>②平成18年度当初予算書（成年後見制度利用支援事業分） |                 |            |
| 開示を実施する<br>日時及び場所 | 日時  | 年 月 日           | 午前 時<br>午後 |
|                   | 場所  |                 |            |
| 開示の実施の方法          | 写しの交付（郵送による）  |                 |            |
| 開示の実施に<br>要する費用の額 | 1 写しの作成に要する費用                                       | 90円             |            |
|                   | 2 写しの送付に要する費用                                       | 郵便切手 80円分（既受領済） |            |
| 担当課等              | 健康福祉部 福祉課 電話 0563-32-1118（ダイヤルン）                    |                 |            |

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

18吉福第204-2号

平成18年6月21日

榊原悟志様

吉良町長 山本 一 義



平成18年6月15日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、吉良町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足り | ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書。 |
| 開示しないこととした根拠規定及び理由           | ③平成17年度の対象者は無く、実績もないため                      |
| 担当課等                         | 健康福祉部 福祉課 電話 0563-32-1118（ダイヤル）             |

備考 この処分に不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に吉良町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、吉良町長を被告として、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6か月以内（送付を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。